

重症心身障害児等のご家族のための

レスパイト支援事業



を開始します



裏面もみてね

医療的なケアが必要なお子さんの介護をしているご家族が安心して休める時間を持てるよう、医療保険の適用を超える**自宅利用**や、医療保険の適用外となる**外出先**での訪問看護を提供するレスパイト支援事業を実施します

対象者

以下の要件をすべて満たすこと

- ①名古屋市内に住所があること
- ②0歳から、18歳になる年度の3月末までのお子さん
- ③在宅で同居の保護者または介護者による介護を受けて生活していること
- ④医師の訪問看護指示書に基づき訪問看護による医療的ケアを受けていること

利用可能時間

1人あたり年度内で48時間

利用者負担額

無料

利用可能時間を超過した場合や、その他の費用（キャンセル料や、交通費等）が利用する訪問看護事業所によっては、発生する場合があります

事業者の要件

健康保険法第88条第1項で規定する指定訪問看護事業者
賠償責任保険への加入等、事業者の責による損害に対し適切に保証ができる体制がある

サービス報酬

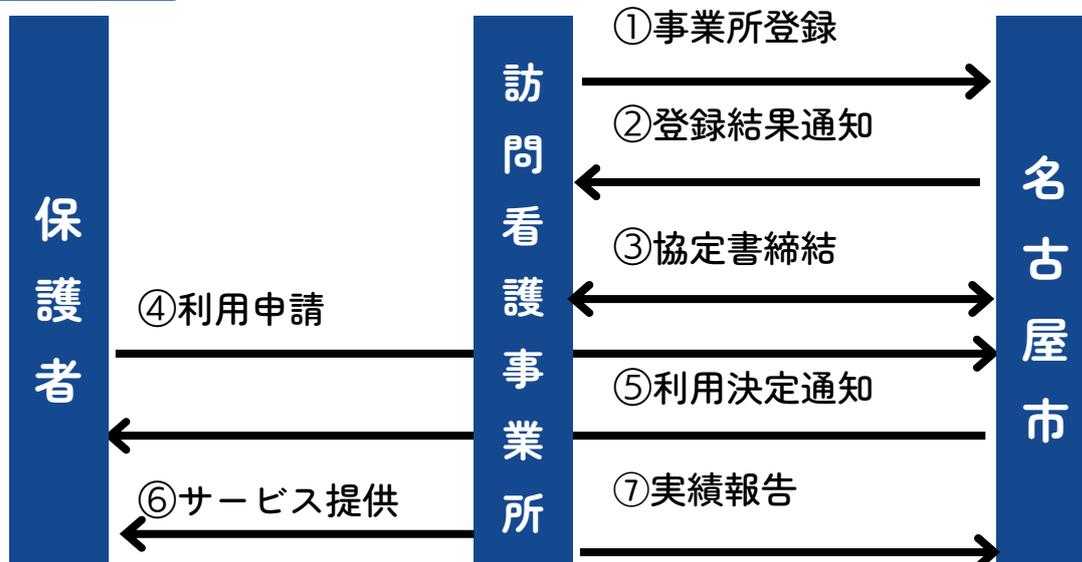
10,000円/時間

お問合せ

名古屋市子ども青少年局子ども福祉課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL 052-972-2520 FAX 052-972-4440

詳細については、下記QRコードにてご確認ください





①事業所登録 (①～②まで原則 2 週間程度期間を要する)

事業所の要件を確認のうえ、電子申請フォームより登録の申請をお願いします
 <申請に必要な書類>

- ・保険に加入していることが分かる書類

②登録通知

事業所の結果通知を送付します。登録した内容はウェブサイト公表予定です

③協定書締結

名古屋市と訪問看護事業所の間で協定書を締結します

④利用申請 (④～⑤まで原則 2 週間程度期間を要する)

利用者の利用申請に基づき、対象者の要件及びレスパイト支援事業の利用について医師に連絡のうえ、訪問看護事業所は電子申請フォームより利用登録申請をお願いします。

<必要な書類>

- ・医師の指示書の写し
- ・利用者との契約書の写しまたはサービスを利用していることが分かる書類

⑤利用決定通知

訪問看護事業所を経由して利用者へ利用決定通知を送付します。訪問看護事業所は利用者と契約の締結を実施してください。

⑥サービス提供開始

利用場所、提供時間、交通費等の費用を確認のうえ、提供日を調整ください
 医療保険の適用を超える自宅利用や、医療保険の適用外の外出時の利用が対象となります。

サービス提供終了後に実績報告書に保護者の署名を依頼してください。

⑦実績報告・請求

サービスを提供した月の翌月 15 日までに実績報告書及び請求書を電子申請フォームより提出ください